基山町議会受付
28.11.24
301

発議第 1 号

平成２８年 11 月 24 日

基山町議会議長
　　鳥飼　勝美　　様

提出者　基山町議会議員
末次 明
賛成者　基山町議会議員
牧薗 綾子
松石 健児

議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、基山町議会会議規則第１３条の規定により提出します。

平成 28 年 12 月 13 日原案可決

議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議

平成１１年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、日の丸（日章旗）を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられた。

これからの国際社会においては、各国の国民が交流し、友好を深め、平和を築くための相互の文化や伝統を尊重し、かつ、お互いの国旗や国歌に敬意を表する事が大切であり、こうした中、オリンピックなど大規模な国際交流の場においても、国家の象徴として、国際的にも多くの人に受け入れられているところである。

また、昭和４３年１０月１日に定められた本町の町章は基山町の頭文字「き」を、雄飛する鳥の姿に図案化し町の飛躍発展を象徴し町民の協和を表わし本町の象徴として広く町民に受け入れられている。

よって、本町議会は、国際社会の一員として我が国の国旗に敬意を表し、かつ、基山町旗のもと町民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むため、議場に国旗及び町旗を掲揚するものである。

以上決議する。

平成２８年12月13日

基山町議会